

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和元年6月28日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900002 号
厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900022 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 55 年 8 月 31 日から同年 9 月 11 日に訂正し、同年 8 月の標準報酬月額を 9 万 2,000 円とすることが必要である。

昭和 55 年 8 月 31 日から同年 9 月 11 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 55 年 8 月 31 日から同年 9 月 11 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者の B 社（現在は、C 社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 55 年 9 月 1 日から同年 9 月 11 日に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 55 年 8 月 31 日から同年 9 月 11 日まで
② 昭和 58 年 3 月 13 日から同年 4 月 1 日まで
③ 昭和 59 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

請求期間①について、私は、昭和 54 年 4 月に B 社に入社し、同年 9 月 11 日に関連会社の A 社に出向となり、昭和 55 年 9 月 11 日に出向が解除され出向元の B 社に戻ったが、請求期間①の記録は A 社の被保険者記録になっていないので、調査の上、同社の記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②について、私は、昭和 56 年 5 月から昭和 58 年 3 月まで、D 社 E 支店で勤務し、同支店が同年 3 月に閉鎖されたことで退職したが、同社に係る請求期間②の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間③について、私は、昭和 58 年 8 月から昭和 59 年 5 月まで、F 社で勤務していたが、同社に係る請求期間③の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査

の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者が所持するB社から交付された辞令、雇用保険の被保険者記録、厚生年金基金の加入記録並びにC社及び同僚の回答から判断すると、請求者は、請求期間①において、A社及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務し（昭和55年9月11日にA社からB社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間①の標準報酬月額については、請求者のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和55年7月の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、請求期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の提出及び厚生年金保険料の納付を行ったか否かは不明であると回答しているが、厚生年金基金の加入記録における喪失年月日が雇用保険の記録における離職年月日の翌日である昭和55年9月1日となっており、A社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日も同日とするところ、事業主が資格喪失年月日を同年9月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年8月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年8月31日を資格喪失年月日として被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の同年8月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、上記の辞令から、請求者は昭和55年9月11日にA社からB社に異動していることが確認できることから、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を同年9月1日から同年9月11日に訂正することが必要である。

2 請求期間②について、雇用保険の被保険者記録から、請求者は、D社において昭和56年6月1日に雇用され、昭和58年3月12日に離職していることが確認できる。

また、請求者のD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）の資格喪失年月日は昭和58年3月13日となっており、当該記録はオンライン記録と一致している上、雇用保険の離職年月日も符号している。

さらに、i) 請求期間②当時、請求者と同じ支店で勤務していた同僚は、「支店が閉鎖になり退職した。」と回答しており、当該同僚のD社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、請求者と同日の昭和58年3月13日となっている上、雇用保険の離職年月日も請求者と同日の同年3月12日となっていること、ii) 上記の被保険者原票に記録されている健康保険証の返納年月日及び被保険者資格の喪

失記録に係る進達処理年月日は、同年3月17日となっていることを踏まえると、同社は、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失年月日を同年3月13日として届け出たと考えられる。

加えて、D社は、既に解散し、請求期間②当時の事業主も死亡している上、連絡先が確認できた元取締役2名に文書による照会を行ったが、回答を得ることはできず、請求者の請求期間②に係る勤務実態、給与支給額及び厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

3 請求期間③について、F社の元代表取締役の回答から、請求者が請求期間③において同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録から、請求者は、F社において昭和58年8月22日に雇用され、昭和59年5月30日に離職していることが確認できる。

また、請求者のF社に係る被保険者原票の資格喪失年月日は昭和59年5月31日となっており、当該記録はオンライン記録と一致している上、雇用保険の離職年月日も符号している。

さらに、i)上記の被保険者原票に記録されている健康保険証の返納年月日、被保険者資格の喪失記録に係る進達処理年月日及び健康保険任意継続被保険者の資格取得年月日は厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と同日であること、ii)F社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が請求者と同日の昭和59年5月31日である同僚は、「自身が退職したのは会社の都合（倒産）によるもので、退職日は昭和59年5月30日である。」旨を回答している上、当該同僚の同社に係る雇用保険の離職年月日は、請求者と同日の同年5月30日になっていること、iii)同社の元代表取締役は、「昭和59年5月31日に会社を閉鎖し、残務処理に当たった者は同日に一括で退職処理を行ったと思う。」と回答しているとおおり、同社は同年5月31日に適用事業所でなくなっている上、請求者を含む4名が、同社が適用事業所でなくなった日と同日の同年5月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることから、同社は、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失年月日を同年5月31日として届け出たと推認できる。

加えて、F社の元代表取締役は、「請求期間③に係る厚生年金保険料を控除したかは不明である。」と回答しており、請求者の請求期間③に係る保険料控除の有無について確認することができない。

4 このほか、請求者は、請求期間②及び③に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料が各事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、各事業主により、請求者の請求期間②及び③に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実事を確

認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900010 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1900003 号

第 1 結論

平成 9 年 12 月 21 日から平成 10 年 1 月 21 日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 9 年 12 月 21 日から平成 10 年 1 月 21 日まで

平成 9 年 12 月 20 日に職場を退職後、国民年金の納付書が届いた。そのため、納付書、年金手帳及び現金を持参し、A 町（現在は、B 市）役場の窓口の担当者に直接手渡したが、請求期間に係る納付記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、「これまで国民年金の加入手続きを行ったことはないが、平成 9 年 12 月 20 日に職場を退職後、納付書が送付されてきたので、請求期間に係る国民年金保険料を納付した。」と主張している。

しかしながら、日本年金機構 C 広域事務センターは、「国民年金未加入者について職権による種別変更処理が行われるようになったのは、平成 17 年 8 月からである。」と回答していることから、請求者が国民年金の被保険者資格を取得するためには、加入手続きが必要となるところ、オンライン記録によると、請求者は、平成 13 年 5 月頃に、同年 3 月 21 日に遡って初めて国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、請求期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、国民年金保険料を納付することができない期間となる。

また、日本年金機構 C 広域事務センターは、「国民年金未加入期間について、納付書を送付することはない。」と回答している上、オンライン記録によると、請求者に対し、平成 13 年 4 月に加入勧奨が行われ、同年 5 月頃に加入手続きが行われたことにより、同年 6 月 8 日に納付書が作成され、同年 6 月 26 日に同年 3 月分の保険料が納付されていることが確認できるものの、請求期間に係る加入勧奨の記録は確認できないことから、請求期間に係る納付書が発行され、請求者に送付されたとは考え難い。

さらに、請求者は「納付した国民年金保険料は約5万3,000円であった。」と主張しているが、請求期間当時の国民年金保険料は1万2,800円であり、請求者の主張する金額と相違する。

加えて、請求期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降であり、事務処理の機械化が促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることから、年金記録の過誤は考え難い。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。